



知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

25億円の資産は、どこに消えた?

100億円の資産運用に疑惑!?

退教互はすべての情報を開示すべき!

退教互 会員数・資産・事業費の推移

年度	現職(人) 会員数	退職(人) 会員数	資産(負債及び正味財産の合計額)	事業費
2003	28,009	24,966	109億7700万円	9億0200万円
2004	28,613	25,812	107億5100万円	10億2400万円
2005	27,816	26,639	104億0300万円	10億9700万円
2006	28,051	27,428	99億2500万円	11億8000万円
2007	27,777	28,397	94億6300万円	11億9800万円
2008	27,474	29,503	89億2500万円	11億9100万円
2009	27,307	30,713	85億2300万円	12億3500万円



ふーん資産が毎年5億円減っていく。投資先での損失か? 福対部長があたっている。事務局には三人の退職校長が二、三年ごとに入れ替わってお

事務局の不誠実な対応に抗議! 会員に虚偽の説明をするのはなぜ?

入りますか退教互? 知ってますか何してるのか? 愛知県下の多くの教職員が加入している退教互。ふだんからその活動実態を気に掛けている人は少ないのではないのでしょうか。退教互は正式名称、財団法人愛知県退職教職員互助会とい、一九六九年三月、県校長会、愛教組を中心に設立された団体です。以来理事長には、愛知県小中学校校長会の会長と愛教組の委員長が二年交代で交互に就任し、また、専務理事

加入チャンスは一回のみだから慌ててみんなが加入? 退教互の主な事業は、医療補助金給付で、退職後の医療費に一部補助金が給付されます。他に、文化厚生事業、互助年金事業なども行っています。退教互には原則として、三〇才になる年にしか加入できないという取り決めがあるため、そのときを逃してはならないと、よく分からないまま加入する人も少なくありません。給与の1.2%、平均で月々四〇〇〇円あまりの掛け金が五五才まで、毎月天引きされます。四〇〇〇円×二一ヵ月×二五年＝二一〇万円(概算)を一人あたりの原資として互助事業を運営していることとなります。

突然の給付内容切り下げに? 二〇〇六年までは退職後、医療費自己負担分の一〇割が給付されていましたが、二〇〇七年から八割給付とされ、わずか三年後の二〇一〇年九月から、一ヵ月あたりの自己負担分から三〇〇〇円を控除した額の六割を給付するように切り下げが行われたのです。このため、治療費が低かった場合、ほとんど給付されないこと

が多くなり、互助のメリットは激減です。「四〇〇〇円の自己負担の場合、給付は六〇〇円」よほど大きな病気をするか、年何十回、十何年も医者に掛からないかぎり、一、二〇万円の元は取れないことになってしまいました。

虚偽の説明&開示拒否 会員にも秘密?! 退教互の財務内容

九月、知教労組合員らが退教互会員の理由として、給付内容の一方的切り下げの理由について事務局に問い合わせました。事務局の説明は「医療給付が増加したため」というものでした。それを証明する財務関係資料の開示を求めたところ退教互事務局は情報閲覧請求を拒否したのです。県教委指導下の公的団体である退教互が、情報を秘匿することはできません。事務局に向いて開示を求めたところ、退職天下り元校長が次のような対応をしたのです。

「情報開示内規があり、それに該当しない資料は閲覧できない。」 「内規はH一二年七月の評議員会で決めた。会員には知らせてない。」 「内規そのものは、情報開示文書になつていないので、見せることはできない。」 などといった理由にならない理由で開示を拒否しました。「見せる」「見せない」の押し問答の後、「見せるが、コピーはダメ。コピーしていいと書いてない。」と答える退教互事務局は、情報公開の理念をまったく理解していないのです。さらに要求を重ねた結果「コピーはダメだが、書き写すならいい」という珍回答を得て、わざわざワープロ打ちで筆写した「情報公開規定」は、その存在すら会員が知らないものでした。

【医療費補助金給付の切り下げ】

[従来]
医療費自己負担分の8割

[2010年9月から]
1か月当たりの自己負担分から、3,000円を控除した額の6割

メリット激減
25年間支払った原資=120万円の元が取れない!!



ちゃんとしてるなら、みんなに見せればいいの?...

知教労組合員は、退教互の会計に関する一四項目を閲覧請求しましたが、これはすべて拒否されました。退教互発足時からの運営規則第一一条四項によれば「会計簿及び証拠書類を閲覧する権利」がすべての会員に認められています。「内規」に過ぎない情報公開規定で会員の正当な権利を狭めることは許されません。

知教労はやむを得ず、退教互が公益法人として、県教委に提出を義務づけられている書類を改めて請求し入手しました。それらの資料により次のことが分かっています。

一五億円の資産減少 情報開示を渋る ウラの理由?

二〇〇四年度一〇七億円あった資産が毎年三〜五億円ずつ減少し、二〇〇九年度には八五億二二〇〇万円になっています。この理由について事務局は、二〇一〇年七月の会報「退教互だより」で「医療費補助が増加したため」と説明していますが、年五億の資産取り崩しは、退教互事業の医療補助金給付

ではありません。医療補助金給付は、資産ではなく事業費から行われているからです。年間事業費の収支はこの数年一億前後で安定しているため、給付を切り下げる理由にはなりません。つまり退教互事務局は、会員にウソの説明をしていたことになり、このことは知教労の追及により、事務局も認めましたが、会員に向けて訂正することには応じていません。

情報開示は役員の仕事! 問われる公的事業の信義

退教互の運営に携わる役員は、会員に対して説明責任を負っているはず。主事業である給付補助金切り下げの本当の理由について、全会員に周知されないのはどう考えても不自然です。また、資産の急激な減少は一〇〇億円規模の巨大利権の問題であり重大です。一部の評議員が決定するのではなく、六万人近い会員の総意が反映されるべきであって、公的事業運営上の信義が問われています。

今後も知教労は組合として、多くの退教互会員にも呼びかけて、情報開示を求めていきます。財務・会計の専門家の助言を仰ぐとともに、マスメディアを通じて世論に訴え、この問題を追及していかねばなりません。